

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和4年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。7款1項1目商業振興費、旭川市事業継続応援支援金1億5千100万円でございます。本支援金は、緊急事態措置等の影響を受け、一定の収入減少があった事業者に対し、国の月次支援金や北海道の特別支援金BまたはCの給付決定額に、本市が独自に上乗せをして支援金を給付するものでございます。このたび、本支援金の申請件数が当初の想定を上回ると見込まれますことから、増額補正をしようとするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○品田学校教育部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。10款1項3目教育指導費、いじめ問題対策推進費、補正額297万2千円でございます。いじめの重大事態の調査に関わり、附属機関であります旭川市いじめ防止等対策委員会における調査費用が不足する見込みでありますことから、補正しようとするものでございます。

補正額の内訳といたしましては、委員の報酬額が209万4千円、聞き取り調査を行った際の録音データの反訳業務委託料が87万8千円であり、不足の理由といたしましては、報酬につきましては、資料の確認調査や会議録の調製、アンケートの作成等に関し、当初の見込みよりも日数を要していること、また、聞き取り調査の人数が当初の見込みよりも増えていること、委託料につきましては、1人当たりの聞き取りの時間を当初30分と想定しておりましたが、児童生徒で平均1時間以上、教職員で平均2時間以上を要していることなどによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

ここまでの説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

最初に、令和4年第1回臨時会提出議案に関わる事項であります。庁用自動車による交通事故について、理事者から報告願います。

○高田社会教育部長 議案書の報告第2号、専決処分の報告につきましては、総務常任委員会所管であります。社会教育部に関わりがありますので、御報告申し上げます。

整理番号1になりますが、本件は、昨年11月10日に市内神楽3条7丁目、旭川市博物館管理

車両用通路兼身障者用駐車場において、社会教育部博物館職の運転する庁用の小型貨物車が後退した際、駐車中の相手方車両の後部に接触し、相手方車両を破損させたものでございます。過失割合は市が100%で、その損害額を22万2千266円と定め、昨年12月13日に専決処分させていただいたものであります。

交通安全につきましては、日頃から職員に対して注意喚起しているところでございますが、今後とも周知徹底を図り、未然防止に取り組み、交通事故防止に努めてまいります。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告願います。

まず、旭川市観光振興条例(仮称)(案)に係る意見提出手続の実施結果について、理事者から報告願います。

○三宅観光スポーツ交流部長 旭川市観光振興条例(仮称)(案)に係る意見提出手続の実施結果につきまして、報告をさせていただきます。

昨年11月22日から12月23日までの約1か月間、市民の皆様から条例案に対する御意見を募集いたしました。その結果、別紙資料にありますとおり、個人4人から、スポーツ施設の設置や誘致に関する事など、合計6件の御意見をいただきました。これによって、条例案の大幅な変更はいたしません、いただいた御意見は、今後の観光施策や基本方針策定の参考とさせていただくこととしております。

パブリックコメントの結果につきましては、今月下旬に公表を行い、その後、令和4年第1回定例会に条例案を提出したいと考えております。

以上、旭川市観光振興条例(仮称)(案)に対する意見提出手続の実施結果につきまして、報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、サウンディング型市場調査の実施結果について、理事者から報告願います。

○高田社会教育部長 社会教育部所管施設におけますサウンディング型市場調査の実施結果につきまして、御報告申し上げます。

資料の1枚目、サウンディング型市場調査の実施結果についてを御覧ください。

初めに、1の目的についてでございます。本調査は、行財政改革推進プログラム2020に位置づけられている民間活力の活用や、施設等の見直しを進めるため、民間事業者との対話の場を設定し、施設の魅力や課題等を整理するとともに、多様な意見やアイデアから施設の将来像を明確にすることを目的として、総務部行政改革課主導の下、実施したものでございます。

次に2番目、経緯についてでございます。9月に参加事業者の募集を行いまして、10月に現地見学会と説明会を開催し、11月にサウンディングを実施いたしました。社会教育部の所管施設で

は、調査の参加事業者は延べ8者で、全てが市外業者でございました。

次に、サウンディング結果についてでございます。表の1番目から8番目までが社会教育部所管施設の結果となりますが、1番目の旭川市彫刻美術館と8番目の旭川市博物館につきましては、調査への参加申込みがなかったため、サウンディングを実施してございません。

サウンディングを実施しました施設の対話の内容につきましては、各施設におきましては、民間事業者のノウハウによる施設の潜在能力を生かした事業アイデアをはじめ、ICT化による事業の効率化や、市民サービス向上に向けた取組などのほか、指定管理者制度等による効率的な管理運営手法についての御提案をいただいたところでございます。

今後は、今回の調査結果を踏まえ、民間活力の活用に向けた課題整理や方向性の検討などを進めてまいります。なお、施設ごとの調査結果の詳細につきましては、資料2枚目以降のNo. 1からNo. 8の実施結果の概要を御覧いただきたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

**○品田学校教育部長** 学校教育部におけるサウンディング型市場調査の実施結果について報告をいたします。

資料1枚目、サウンディング型市場調査の実施結果についてを御覧ください。

本調査全体の目的や経過につきましては、ただいま社会教育部から報告のあったとおりですが、学校教育部所管施設でありますNo. 10の東旭川学校給食センターは、民間委託した場合の安全、安心な学校給食の確保策について、No. 11の廃校施設は、施設の利活用に当たっての課題などについて把握することを目的として実施をいたしました。調査の参加者は全部で延べ8者であり、そのうち、東旭川学校給食センターが7者、廃校施設が1者でございました。

初めに、東旭川学校給食センターにおけるサウンディング調査では、給食の質や安全性を確保、向上させる取組として、施設に合わせた業務マニュアルの作成や徹底した衛生管理、多様な献立に対応できる調理従事者のスキルアップに関して、効率的な運営手法として、調理員の勤務日数や勤務時間の柔軟な運用、それから出退勤時間の細分化による配置人員の効率化など、調理業務に係る意見提案がございました。また、雇用職員の勤務形態や育成に関すること、給食の配送や施設管理も含めた業務委託に関することなど、様々な提案をいただいたところでございます。

今後は、この調査結果を踏まえ、東旭川学校給食センター給食調理業務を委託する場合の基本的な考え方を整理してまいりたいと考えております。

次に、廃校施設におけるサウンディング調査では、廃校を賃借し、宿泊施設の運営等を行うという事業提案がございました。対話を行う中で、施設の改修費用や売却額、貸付料に関することなど、事業者が廃校施設を利活用するに当たっての課題について把握することができたところでございます。

今後は、この調査結果を踏まえ、廃校施設の利活用に係る手法の見直しについて検討してまいります。

なお、調査結果の詳細につきましては、別紙、実施結果の概要を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上、御報告を申し上げます。

**○品田委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいで結構です。

次に、旭川市民文化会館小ホールのどんちょう落下事故等について、理事者から報告願います。

○高田社会教育部長 本件につきましては、令和3年12月4日、午後0時35分頃、小ホールでの催事の本番使用中にどんちょうが舞台上に落下いたしました。被害状況につきましては、けがを負った方はおりませんでした。主催者所有のマイクスタンドなどの機材が破損をいたしました。事故の原因につきましては、どんちょうの一部であるくりひもの縫製糸が、経年劣化により破損したものでございます。

この結果を受けまして、12月8日に小ホールの原因調査と併せまして、大ホールのどんちょうについても緊急点検を行ったところ、点検業者から、開館後46年が経過しているということを見ると、小ホールのどんちょうと同様に劣化が進んでいるということが想定され、落下する危険性があるとの報告があったところでございます。このため、大ホールにつきましては、翌日の12月9日から使用を停止し、12月19日、20日にどんちょうの取り外しを行いまして、翌日の21日から、どんちょうなしでの使用を再開したところでございます。また、使用停止期間に既に申込みをされていた方々には、連絡を取りまして、別会場への振替や延期などについて調整をしたところでございます。

今後の予定についてであります。大・小ホールともどんちょうの修繕及び取付けを行うため、今月の1月20日から29日まで、再び使用を停止する予定でございます。

今回のどんちょうの落下につきましては、あってはならないことが起きたものという認識をしておりまして、深く反省するとともに、当施設の利用を予定されていた皆様をはじめ、市民の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、心から深くおわび申し上げたいと思っております。今後、二度とこのようなことがないよう、また、市民の皆様にも安心して利用していただけるよう、点検方法も含め検討し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、旭川市民文化会館小ホールのどんちょう落下事故等についての概要を御報告させていただきます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○品田委員長 再開します。

次に、3、農業委員会における農地売買の登記についてを議題といたします。

この件につきまして、能登谷委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○能登谷委員 少し時間をいただきたいと思っております。

議題となっております、農業委員会における農地売買の登記についてですが、農業経営基盤強化

促進法による農地の売買、これの登記手続の流れについて、まず伺いたいと思います。農地部会の議決があり、公告を行って、買手から嘱託を受けて、農業委員会が法務局に登記する場合の事務処理の流れということになるとと思いますので、その流れや仕組みについて伺いたいと思います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 農業経営基盤強化促進法の規定による農地売買につきましては、農地所有者による農用地等売渡あっせん申出書を受領するところから始まります。あっせん申出による農地売買につきましては、農業経営の規模の拡大、農地の集団化などが目的となることから、農地の買受け者は、旭川市農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施要領に定められるあっせん候補者名簿に登録されている農業者から選抜されることとなります。農地の買受け者選抜後は、市内5地区の協議会に属する農業委員によるあっせん委員会を開催し、農地の適正な売買価格を算定することとなります。あっせん委員会において売買価格が合意に達した場合、毎月開催される旭川市農業委員会定例農地部会で、その合意内容が許可されるべきものであるかを審議し、許可議決後、直ちに農用地利用集積計画として公告いたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農地売買の所有権移転登記ですが、農地の買受け者より所有権移転登記を依頼された場合、市町村が農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の規定に基づき、所有権移転登記を法務局に嘱託することとなります。農業委員会事務局におきましては、農地買受け者より農地代金支払いを確認できる書類を受領後、農地売渡し者及び農地買受け者に対し、所有権移転登記に必要な書類の提出を依頼いたします。所有権移転登記に必要な書類が全て提出され次第、所有権移転登記の手続を法務局に嘱託することとなります。所有権移転登記が完了次第、農地買受け者に対して登記完了証及び登記識別情報通知を発送する流れとなっております。

**○能登谷委員** 農業委員会事務局の事務の中でも中心的な、大事な仕事ではないかなというふうに思います。

通常、この登記事務作業に要する期間はどのぐらいになっているのか、伺いたいと思います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 所有権移転登記の通常の作業期間ですが、まず、公告日より一般的に5か月間を農地売買代金支払いの猶予期間として設けております。農地買受け者より農地代金支払いを確認できる書類の受領までに平均3か月から4か月を要しており、確認後、農地売渡し者及び農地買受け者に対し、所有権移転登記に必要な書類の提出を依頼いたしますが、この依頼から書類提出までにはおおむね1か月程度を要しております。所有権移転登記に必要な書類が全て提出され次第、所有権移転登記の手続を法務局に嘱託いたしますが、この手続には1週間から2週間程度を要しています。法務局による所有権移転登記は、通常、1週間から2週間程度を要し、所有権移転登記完了を確認した後、農地買受け者に対して登記完了証及び登記識別情報通知を発送するまでに、さらに1週間程度を要しております。

農地売買代金の支払い期間に大きく左右されることとはなりますが、通常の作業期間は6か月程度となります。

**○能登谷委員** 通常は3か月ぐらいでできるんじゃないかとも私は聞いておりましたがけれども、今伺ったように、書類がそろわない場合もあるということで、6か月ぐらいかかっているんだというお話だったと思うんですね。

ただ、問題なのは、そのうち登記が遅れているというふうに思われるものがあるということなん

ですが、どれぐらいあるのか伺いたいと思います。1つ目は、登記関係書類受領から3か月経過して登記が完了したもの、それから2つ目は、土地代金支払いから6か月経過して登記が完了したものの、3つ目は、公告から1年を経過し登記が完了したものの、それぞれどのぐらいあったのかお示しいただきたいと思います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 平成30年9月以降で申し上げます。所有権移転登記を行った131件の中で、登記関係書類受領から3か月経過し登記が完了したものが20件、土地代金支払いから6か月経過して登記が完了したものが14件、公告から1年を経過し登記が完了したものが2件となっております。

なお、登記関係書類受領から3か月経過及び土地代金支払いから6か月経過しての登記完了について、いずれにも該当している件数が8件となっております。

**○能登谷委員** 8件ダブっているけど、それ以外、全部の総数が36件ですから28件、中身はちょっと分かりませんので全部は言えませんが、20件以上が遅れていると。特に、6か月以上かかっているのが14件と2件ですから16件ぐらいあるということで、これはちょっとゆゆしき事態だなというふうに思っています。

事務処理が遅れたことで、特に登録免許税の軽減、これに影響があると考えられますが、どのようなことか、伺いたいと思います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 農業経営基盤強化促進法による所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、租税特別措置法第77条の規定により、農用地利用集積計画の公告後1年以内に登記した場合は1千分の10ですが、公告後1年経過以降は、同法第72条第1項の規定により、1千分の15と0.5%増額されます。

**○能登谷委員** さきの答弁では、公告から1年を経過して登記が完了したものが2件あるということですが、今の答弁では、登録免許税の税率を1千分の10とする軽減措置、これが受けられなくなったということになります。新たに課税された2案件の登録免許税額は本来幾らだったのか、遅れたことで幾らになったのか、増額分は幾らか、それぞれ伺います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 2案件合計で、登録免許税の増額前は2万4千900円、増額後は3万7千400円となり、1万2千500円の増額となります。

**○能登谷委員** 公告後、登記未了のまま1年を経過したものが2件、登録免許税が増額となって、それが1万2千500円だということなんですが、これはどのように対処したのか伺います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 速やかかつ円滑に事務処理を進めなければならないところ、登記事務遅延は売買の当事者の瑕疵ではなく、事務局側が招いた事態であると判断し、既に売買合意から1年経過していたこともあり、速やかに登記事務を完了することが先決とし、事務局職員の負担により登記事務を進めてしまったものであります。

**○能登谷委員** これは、登録免許税の増額分を職員が自己負担したという驚く内容になっていると思うんですね。要するに、ポケットマネーで支払ったということなんですが、これは、公務員の仕事としてはあり得ないことではないですか。

**○小浜農業委員会事務局次長** 今回の案件につきましては、農業者の不利益とならないよう速やかに登記事務を進めることが急務と考えたことから、そのような処理に及んでしまったものでございます。事務処理遅延による登録免許税増額分を当事者に負担していただくということとはできないと

いう考え方の下、自己負担するという行動を選択したことについて、責任を感じているところでございます。諸処の手續や説明を省き、安易に職員の自己負担で事務処理してしまったことは、深く反省しております。大変申し訳ございませんでした。

**○能登谷委員** 事務の遅れや誤りは、公務員であってもあり得ると思うんですよ、僕は。ただ、これは組織的な対応とかチェック体制をつくることで改善が可能だと思います。急ぐのであれば、資金前渡などの会計処理の手法もありますから、公的に対応するという事は可能だと思うんです。それから、財源がないということであれば、財政部局に相談することも可能だったと考えられます。なぜ、これをポケットマネーで処理したかといえ、この問題を隠蔽するために行ったということではないでしょうか。実際に、今回の質疑まで事務局内でも情報共有されていなかったのではないのでしょうか。

**○小浜農業委員会事務局次長** 当時、この事案を認識した時点で、関係部局等への相談を行うべきでした。遅延していた事務処理を農業委員会事務局の責任で早急に完了させることばかりに気を取られ、職員の自己負担という手法を取ってしまいました。事務処理が完了した時点で安堵感が生まれてしまい、事後とはなりますが、関係部局への報告や事務局内での情報共有も行われなかったことから、隠蔽と受け取られてもやむを得ないと考えてございます。

**○能登谷委員** 処理が遅れた案件について、議決した農地部会への報告は行ったのでしょうか。

**○小浜農業委員会事務局次長** 農地部会には、所有権移転のほか、賃貸借や使用貸借といった許可を要する農地の権利設定や、農地の現況を証明する現地目証明申請等の議決案件のほか、許可を要しない相続等の届出のみによる農地の権利移動や、農業委員の現地活動に関わる案件についての報告等は行っておりますが、事務局の事務処理の遅延などについては報告を行っていなかったところでございます。

**○能登谷委員** 二重、三重に公務員としてあり得ない事務処理だと思います。ポケットマネーで支払った、議決した農地部会には報告していなかった、事務局内でも共有しなかった、もちろん議会にも報告しなかった。これらはやはり隠蔽したとしか言いようがないのではないのでしょうか、事務局長に再度確認いたします。

**○野谷農業委員会事務局長** 本事案のそもそもの誤りでございますけども、事務の遅延に伴いまして、不要な支出を招き、その対応を決定する際に関係部局との協議も行わず、事務局で誤った判断の下、事務を進めたことにあります。本来であれば、関係部局と所要の協議を行った上で、適正な事務執行を行い、事務局内での情報共有や議会などに対する報告を行うべきでありました。しかし、実際にはこうした手續を一切行っていない以上、隠蔽したと受け止められてもやむを得ない状況にありました。こうした御指摘を真摯に受け止めさせていただきます。

**○能登谷委員** その時期は、今の事務局長ではない時期なので、ちょっと気の毒な面はありますけれども、行政の継続性ということで、そういうことを言わなければならないんだと思います。

事務処理が遅れたことで、ほかに固定資産税にも影響があると考えられますが、どのようになっているか伺います。

**○小浜農業委員会事務局次長** 事務処理が遅れたことによる固定資産税への影響につきまして、固定資産税は1月1日時点の所有者に課税されますが、所有権移転登記事務の完了が越年する場合は売主に課税されることから、登記事務の完了が、年をまたぐ可能性がある場合には、あらかじめ当

事者同士でトラブルとならないよう、売買契約前に税負担の在り方を双方で合意しておくよう事務局から説明しており、固定資産税収入には影響はないと考えてございます。

○能登谷委員 市のほうの収入には影響はないと思うんです。そりゃそうなんだけど、心配しているのは、双方でこんなに遅れると思っていないから、年をまたいだことで、農地をいっぱい持っている人はまとめて固定資産税の納税通知書が来ますので、分からないということがないか、それは心配していますので、今後ちょっと気をつけて対応していただきたいということだけ言っておきます。

結局、なぜこういう事務処理の遅延を生んだのか、その問題はどうかということについてもお示しいただきたいと思います。

○野谷農業委員会事務局長 当時は、登記事務に関わるチェック体制が整備されていなかったことに加えまして、毎年、11月から翌年の6月までは、農地の利用権設定の繁忙期と重複すること、そして、同時期に複数の職員が長期休暇を取得していたにもかかわらず事務局内での応援体制を講じることなく、在籍する職員のみで事務を執行していたことが、職員個々の負担増加を招き、円滑な業務の進行を妨げた要因と考えているところであります。

なお、今回の事案に関しまして、関係部局と連携し、関係職員の聞き取り調査を実施することになっており、そこで明らかになった別の要因が確認できた際には、そちらのほうにも対応してまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 農業委員会の中でも、当時は、片方の係は月100時間を超えるような残業をしながら、片方は定時で帰れるというようなこともあったというふうに聞いていますので、それらも含めて適正な登記事務ができるように再発防止策等の業務改善を早急に行う必要があると思っていますけども、それらの方向性を伺いたいと思います。

○小浜農業委員会事務局次長 既に昨年度より、所有権移転事務につきましては、案件ごとにチェックリストを作成して、事務処理経過の進行管理を行っております。また、1名の担当者で行っていた嘱託登記を伴う所有権移転事務を、現在は、農地売買事務と嘱託登記事務に分離して、それぞれ担当者を配置し、当該事務の遅延を招かないよう努めており、引き続き、さらなる円滑かつ正確な事務処理につながるよう、有効な手法について検討しているところでございます。

○能登谷委員 まず、今回の案件に関する事実関係の調査をしっかり行っていただきたいなというふうに思います。また、農地部会への報告、それから事務局全体で問題意識を持ち、反省する姿勢、そして再発防止のための適正な事務処理体制整備に向けて努めていかなければならないと考えていますが、それらについての総合的な見解を伺いたいと思います。

○野谷農業委員会事務局長 今回の不適正な事務処理により、安易な手法により解決を図ったことにつきまして、改めておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

今回の案件につきましては、関係部局と協議をしながら、関係職員の聞き取り調査を行っていくと先ほどお答えさせていただいたとおりでございますが、またその不適正であった登記の事務処理につきまして、本日の質疑があったことも含めて、事務局職員に周知を行うとともに、農地部会への報告を行ってまいります。

今後の適正な事務処理の推進につきましては、今回のような不適正な事務処理が発生したことを真摯に受け止めるとともに、深く反省をし、事務局内で周知徹底をしてまいります。また、農地部

会への報告についても整理するとともに、同様の事案が発生することがないように、業務執行及びチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいります。

○能登谷委員 この案件は、今回質問しなければ隠蔽されたままで出てこなかったことなんですよ。農業委員会事務局の業務が適正さを欠いたまま進んでいくということがあったと思われまして。何より、これは農地を守る農業委員会の権威をおとしめることにつながりかねないものになりますので、その点では、今、局長がおっしゃったように、しっかり反省して、調査を行って、なぜこのような事態になったのか分析しながら、適正な事務執行に努めていっていただきたいなということを述べて終わりたいと思います。

○品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時38分